

昭和二十七年総理府令第七十三号

地方公営企業法施行規則

地方公営企業法第三十条第三項及び地方公営企業法施行令第十六条第五項、第十九条及び第二十八条の規定に基き、地方公営企業法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 勘定科目の区分(第三条―第七条)

第三章 資産等の評価等(第八条―第十二条)

第四章 減価償却(第十三条―第十八条)

第五章 消費税及び地方消費税の整理等(第十九条・第二十条)

第六章 繰延収益(第二十一条―第二十一条の三)

第七章 引当金(第二十二條)

第八章 表示

第一節 損益の表示(第二十三条―第二十六条)

第二節 資産又は負債の表示(第二十七条―第三十四条)

第九章 注記(第三十五条―第四十四条)

第十章 予算等の様式(第四十五条―第五十一条)

第十一章 雑則(第五十二条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 帳簿価額 地方公営企業の資産について貸借対照表(貸借対照表を備えつけたとき以前においては、これに準ずる帳簿書類)につけられる価額をいう。

二 帳簿原価 償却資産を取得し又は改良したときに原価、当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。

三 償却資産 土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産であつて、毎事業年度減価償却を行うべきものをいう。

四 取替資産 一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産であつて、毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。

五 定額法 固定資産の帳簿原価から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎事業年度

同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

六 定率法 固定資産の帳簿価額に、その償却額が毎事業年度一定の割合で減減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。

七 取替法 固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするもに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたためこれに代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替へた場合において、その新たな資産を取得したときの価額をその取り替へた事業年度の費用に算入する方法をいう。

八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。

九 継続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。

十 個別法 たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整理する方法をいう。

十一 先入先出法 購入単価の異なるたな卸資産を払い出す場合、購入時期の古いたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入時期の新たなたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。

十二 移動平均法 たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。

十三 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。

十四 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を實質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を實質的に負担することとなるものをいう。

十五 オペレーティング・リース取引 ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(会計規程)

第二条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に關し必要な会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

第二章 勘定科目の区分

第三条 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

(損益勘定の区分)

第四条 損益勘定のうち収益勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 営業収益

二 営業外収益

三 特別利益

2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。

3 損益勘定のうち費用勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 営業費用

二 営業外費用

三 特別損失

4 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、第二項又は前項の各利益又は各損失のうち、その金額

が重要でないものについては、当該利益又は当該損失を細分しないこととすることができる。

6 損益勘定の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産勘定の区分)

第五条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。

一 次に掲げる資産(ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。)

イ 土地

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。)

ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備

ホ 船舶及び水上運搬具

ヘ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

ト 工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上のものに限る。)

チ リース資産(当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。)

リ 建設仮勘定(ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 次に掲げる資産 無形固定資産

イ 営業権

ロ 借地権

ハ 地上権

ニ 特許権

ホ 商標権

ヘ 実用新案権

ト 意匠権

- チ 鉱業権
- リ 漁業権
- ル ソフトウェア
- 三 リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロから又まで及びフに掲げるものである場合に限る。）
- 四 その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- 五 投資有価証券（一年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- 六 出資金
- 七 長期貸付金
- 八 長期前払消費税
- 九 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないもの
- 十 その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- 十一 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
- 十二 流動資産は、適当な項目に細分しなければならぬ
- 十三 次の各号に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。
  - 一 現金及び預金（一年以内に期限の到来しない預金を除く。）
  - 二 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）及び一年以内に満期の到来する有価証券
  - 三 受取手形（地方公営企業の通常の業務活動において発生した手形債権（破産更生債権等であつて、一年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないものを除く。）をいう。）
  - 四 未収金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないものを除く。）をいう。）

- 五 たな卸資産
- 六 前払金（原材料及び商品等（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前払金（当該前払金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないものである場合における当該前払金を除く。）をいう。）
- 七 前払費用であつて、一年以内に費用となるべきもの
- 八 未収収益であつて、一年内に対価の支払を受けるべきもの
- 九 その他の資産であつて、一年内に現金化する事ができるものと認められるもの
- 十 資産勘定の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付さなければならぬ。（資本勘定の区分）
- 第六条 資本勘定のうち剰余金は、適当な項目に細分しなければならない。
  - 一 再評価積立金
  - 二 受贈財産評価額（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）
  - 三 寄附金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）
  - 四 その他の剰余金であつて、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの
- 三 次の各号に掲げる剰余金は、利益剰余金に属するものとする。
  - 一 積立金
  - 二 未処分利益剰余金
- 四 資本勘定のうち剰余金の各項目は、当該項目に係る剰余金を示す適当な名称を付さなければならぬ。（負債勘定の区分）
- 第七條 負債勘定の各項目は、適当な項目に細分しなければならない。
  - 一 建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費（以下この項及び次項において「建設改良費等」という。）及び次項において「建設改良費等」という。の財源に充てるために起こした企業債（一年以内に償還期限の到来するものを除く。次号において同じ。）

- 二 前号以外の企業債
  - 一 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（一年以内に返済期限の到来するものを除く。次号において同じ。）
  - 二 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
- 三 引当金（資産に係る引当金及び次項第十一号に掲げる引当金を除く。）
- 四 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、次項第十二号に掲げるもの以外のもの
- 五 その他の負債であつて、流動負債又は繰延収益に属しないもの
- 六 次の各号に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。
  - 一 一時借入金（法第二十九条第一項の規定による借入金をいう。）
  - 二 建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債（一年以内に償還期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
  - 三 前号以外の企業債
  - 四 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（一年以内に返済期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
  - 五 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
  - 六 未払金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未払金をいう。）
  - 七 地方公営企業の通常の業務活動に関連して発生した未払金又は預り金であつて、一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
  - 八 未払費用で一年内に対価の支払をすべきもの
  - 九 前受金（受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除く。）
  - 十 前受収益で一年内に収益となるべきもの
  - 十一 引当金（資産に係る引当金及び一年以内に使用されないと認められるものを除く。）
  - 十二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、一年以内に期限が到来するもの
  - 十三 その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの
- 四 次の各号に掲げる負債は、繰延収益に属するものとする。

- 一 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十六条第一項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条及び第二十一条において「補助金等」という。）をもつて償却資産を取得し又は改良した場合における当該補助金等
- 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として收受するもの
- 三 民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が、同法第二十二條第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第十七条第三号に規定する公共施設等運営権の存続期間（以下「運営権設定期間」という。）の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）
- 四 負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならぬ。
- 第三章 資産等の評価等
- 第八條 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。
- 三 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。
  - 一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。）
  - 二 事業年度の末日における時価
  - 三 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの
- その時の帳

簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの(重要性の乏しいものを除く。) 事業年度の末日における時価

四 満期まで所有する意図をもつて保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価

4 償却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行つた減価償却累計額を控除した額とする。

5 償却資産について第三項第一号又は第二号に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該償却資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとする。

6 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

7 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産

二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

第九条 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。

2 固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能性のあるものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。

第十條 たな卸資産が毀損、変質又は滅失によりその価値を減少したときは、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。

(たな卸資産の毀損等)

第十一條 たな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。

(負債の評価)

第十二條 負債については、次項及び第三項の規定による場合を除き、債務額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない。

一 退職給付引当金(企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れらるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。)のほか、第十二条の規定により計上すべき引当金

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債

3 事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

第十四章 減価償却

第十三條 償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。

(固定資産の減価償却の方法)

第十四條 償却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法(平成十年四月一日以後に取得した建物にあつては、定額法)によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。

2 前条ただし書に規定する取替資産の減価償却は、前項の規定にかかわらず、取替法によつて行うことができる。

3 法第二條第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の有形固定資産の減価償却については、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができる。この場合において、当該減価償却の方法は、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならない。

第十五條 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価額とし、それぞれ当該有形固定資産について別表第

二号に定める耐用年数(この項及び第四項において「法定耐用年数」という。)(第八條第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。)に、別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

2 地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、償却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額に、当該金額に百分の五十を超えない範囲内において企業管理規程で定められた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものは、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物

二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

4 第一項の場合において、法定耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもつて耐用年数とするこ

一 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常材質又は製作方法及と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

二 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

三 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

四 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことに伴い、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

五 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

六 その他前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。

5 各事業年度中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じて使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

6 地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の償却額に相当する金額は、当該資産の価額を減額する場合を除く外、これを減額してはならない。

7 償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該有形固定資産を撤去したとき、それに対応する減価償却累計額を減額するときは、当該撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。

(無形固定資産の減価償却額)

第十六條 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数(第八條第五項の規定により当該無形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、当該耐用年数から当該無形固定資産の減価

債却を行った年数を控除して得た年数とする。)に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定にかかわらず、地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合において、直接その営業の用に供する無形固定資産の各事業年度の減価償却額を算出するときに準用する。

3 前条第四項の規定は、第一項の場合において別表第三号に定める耐用年数により難い特別の理由があるときに準用する。

4 各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じて取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

**第十七条 償却資産のうちリース資産(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。)**

(リース資産の減価償却の方法等)

2 前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と、「金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までに行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。」とあるのは「金額とする。」と、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(投資その他の資産の減価償却の方法等)

第十八条 償却資産のうち投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その資産の種類に従い、第十四条及び第十五条又は第十六条の規定の例により行わなければならない。

**第五章 消費税及び地方消費税の整理等**

**第十九条 消費税及び地方消費税の整理等**

第十九条 第二条第一項に規定する課税資産の譲渡等、課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び

地方消費税に相当する額については、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定をもつて整理するものとする。ただし、同法第九条第一項の規定により、消費税を納める義務が免除される者については、この限りではない。

**第二十條 資産に係る控除対象外消費税額**

(資産に係る控除対象外消費税額)

2 前項の長期前払消費税勘定は、当該長期前払消費税勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降二十事業年度以内(毎事業年度均等額以上を償却しなければならない)。

3 第一項の資産に係る控除対象外消費税額は、消費税法第十九条第一項に規定する課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、同条第二項に規定する課税仕入れ等の税額のうち、同条第一項の規定による控除をすることができない額で資産に係るもの合計額をいう。

**第六章 繰延収益**

(長期前受金)

第二十一条 第七条第四項第一号に規定する補助金等の額は、長期前受金勘定に整理するものとする。

2 長期前受金は、令第二十六条第二項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した償却資産の帳簿価額を第八条第三項第二号の規定により減額する場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の帳簿価額に對する同日の直前における当該償却資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。これらの場合において、当該償却した額に相当する額が、償却資産の減価償却又は除却に伴うものであるときは当該事業年度の営業外収益として、第八条第三項第二号の規定による償却資産の帳簿価額の減額に伴うものであるときは当該事業年度の特別利益として整理するものとする。

3 企業債(償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。)の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合においては、当該繰入金金の額について、前二項に規定する補助

金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。

4 令第二十六条第一項の総務省令で定めるものは、建設仮勘定とする。

**(繰延運営権対価)**

第二十一条の二 第七条第四項第二号に規定する公共施設等運営権の対価として收受するもの額は、繰延運営権対価勘定に整理するものとする。

2 繰延運営権対価は、収益の実現に応じて運営権設定期間にわたつて償却しなければならない。この場合において、当該償却した額に相当する額は営業収益に整理するものとする。

**(運営権者更新投資)**

第二十一条の三 第七条第四項第三号に規定する償却資産の取得又は改良に要した額のうち公共施設等運営権者が負担するもの額は、運営権者更新投資勘定に整理するものとする。

2 運営権者更新投資は、第九条又は第十三条の規定により公共施設等運営権者が公共施設等運営権実施契約に基づき取得し又は改良した償却資産の減価償却又は除却を行う場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の帳簿価額に對する同日の直前における当該償却資産に係る運営権者更新投資の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。ただし、運営権設定期間の残存期間が当該償却資産の耐用年数より短い場合においては、当該残存期間にわたつて第十四条及び第十五条に規定する当該償却資産の償却方法の例により償却するものとする。

3 運営権設定期間の終了の日の属する事業年度において帳簿価額が一円以上の運営権者更新投資については、当該事業年度に当該帳簿価額に相当する額を償却するものとする。

4 前二項の場合においては、償却した額に相当する額を当該事業年度の営業収益として整理するものとする。

**第七章 引当金**

**(引当金)**

第二十二条 将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高

く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等(令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当金を費用に計上しなければならない。

**第八章 表示**

**第一節 損益の表示**

(損益の表示)

第二十三条 予定損益計算書等(令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定損益計算書及び法第三十条第九項における損益の表示については、この節に定めるところによらなければならない)。

(営業損益金額)

第二十四条 営業収益から営業費用を減じて得た額(以下「営業損益金額」という。)は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第二十五条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額(以下「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

(当年度純損益金額)

第二十六条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額(次項において「当年度純損益金額」という。)は、当年度純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当年度純損益金額が零未満である場合には、零から当年度純損益金額を減じて得た額を当年度純損失金額として表示しなければならない。

(資産又は負債の表示)

第二十七条 予定貸借対照表等における資産又は負債のうち次条から第三十四条までに掲げるものの表示については、この節に定めるところによらなければならない。



資産グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。又は使用価値（固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。）のいずれか高い額をいう。）が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

第四十二条 リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- 二 オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

（重要な後発事象に関する注記）

第四十三条 重要な後発事象に関する注記は、当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項とする。

（その他の注記）

第四十四条 その他の注記は、第三十七条から前条までに掲げるもののほか、予定キャッシュ・フロー計算書等、予定貸借対照表等又は予定損益計算書等により地方公営企業の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況を正確に判断するために必要な事項とする。

第十章 予算等の様式

（予算の様式）

第四十五条 令第十七条第三項に規定する同条第一項の予算の様式は、別記第一号様式に準ずるものとする。

（予算の実施計画等の様式）

第四十六条 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲

げる書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 予算の実施計画 別記第二号様式
- 二 給与費用細書 別記第三号様式
- 三 継続費に関する調書 別記第四号様式
- 四 債務負担行為に関する調書 別記第五号様式

2 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第二号の予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、第四十九条の規定によるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。

3 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第六号の予定貸借対照表及び予定損益計算書の様式は、それぞれ第四十八条の規定による貸借対照表及び損益計算書の様式に準ずるものとする。

（継続費繰越計算書等の様式）

第四十七条 令第十八条の二第三項及び令第十九条に規定する継続費繰越計算書、継続費精算報告書及び繰越計算書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 継続費繰越計算書 別記第六号様式
- 二 継続費精算報告書 別記第七号様式
- 三 繰越計算書 別記第八号様式
- 四 決算報告書等の様式

第四十八条 法第三十条第九項に規定する決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 決算報告書 別記第九号様式
- 二 損益計算書 別記第十号様式
- 三 剰余金計算書又は欠損金計算書 別記第十一号様式
- 四 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 別記第十二号様式
- 五 貸借対照表 別記第十三号様式
- 六 事業報告書 別記第十四号様式

（キャッシュ・フロー計算書等の様式）

第四十九条 令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産

明細書及び企業債明細書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 キャッシュ・フロー計算書 別記第十五号様式

二 収益費用明細書 別記第十六号様式

三 固定資産明細書 別記第十七号様式

四 企業債明細書 別記第十八号様式

（試算表等の様式）

第五十条 法第三十一条に規定する試算表の様式は、別記第十九号様式に準ずるものとする。

（法適用状況異動報告書の様式）

第五十一条 令第二十八条第三項に規定する報告の様式は、別記第二十号様式に準ずるものとする。

第十一章 雑則

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第五十二条 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十三第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び次条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）

第五十三条 管理者は、令第二十一条の十三第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新業務の提供（以下この条において「新商品の生産」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下この条において「新商品の生産等」という。）を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 1 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新業務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役員とは通常の取引において若しくは

社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役員と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役員とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

2 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

3 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 管理者は、前項の規定により提出された実施計画（新業務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新業務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- 一 新商品の生産等の目標
- 二 新商品等の内容
- 三 新商品の生産等の実施時期
- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 管理者は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5 前項の規定により管理者が新業務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6 管理者は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(公金の徴収等の委託)

第五十三條の二 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二條の二の十二第三項、第十二條の二の十四第二項、第十二條の二の十五第二項、第十二條の二の十七第二項、第十二條の二の十八第二項、第十二條の二の十九及び第十二條の二の二十の規定は、法第三十三條の二において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二から第二百四十三條の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

第五十四條 総務大臣は、法第三章、令及びこの省令の規定に基づき地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を定めるものとする。

第五十五條 次の各号のいずれかに該当するときは、第五條第二項第一号及び第二号並びに第七條第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

- 一 ファイナンス・リース取引(リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。)におけるリース物件の借主(次号において「リース借主」という。)が法第二條第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき
二 リース借主が法第二條第一項各号に掲げる事業であつて、令第八條の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
三 リース物件の重要性が乏しいものであるとき

附則 抄 この府令は、公布の日から施行し、法施行又は適用の日から適用する。

附則 (昭和二十八年一月九日総理府令第八〇号) この府令は、公布の日から施行し、昭和二十九年分予算から適用する。

附則 (昭和三十三年八月二六日総理府令第三七号) この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月三〇日総理府令第四号) この府令のうち第二條の二、第八條第二項、第九條第二項、別表第一号、別表第二号及び別

表第三号の改正規定は、昭和三十三年四月一日から、その他の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、別表第十号の一及び別表第十号の二の改正規定は、昭和三十年分分の決算から適用する。

改正前の別表第一号注九又は別表第二号注の規定により定めた耐用年数は、改正後の第八條第二項又は第九條第二項の規定に基づいて自治庁長官の承認を得て定めたものとみなす。

附則 (昭和三十三年六月一日総理府令第三一四号) 抄 この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法施行規則第二條の三を削る規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の地方公営企業法施行規則(以下「新規則」という。)別表第十七号及び別表第十八号は、昭和三十五年分分の決算から、新規則第八條第二項及び第三項並びに第九條第二項の規定は、昭和三十六年度分の減価償却から、新規則別表第九号及び別表第二十号は、昭和三十六年度に係るものから、新規則別表第十号は、昭和三十六年度分分の決算から適用する。

附則 (昭和三十三年七月一日自治省令第三号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二日自治省令第四号) この省令は、昭和三十六年四月一日から施行し、昭和三十六年度分分適用する。

附則 (昭和三十三年二月二八日自治省令第三二二号) この省令中予算に関する改正規定は昭和三十三年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方公営企業法施行規則の規定中予算及び決算に関する部分(昭和三十三年年度の事業年度の予算及び決算から、別表第二号は同事業年度の減価償却から適用する)。

附則 (昭和四〇年一月一六日自治省令第五号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年分分予算及び決算から適用する。

附則 (昭和四一年七月五日自治省令第一四号) 抄 (施行期日) この省令中地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十号)による改

正後の地方公営企業法(以下「新法」という。)第四十三條第一項の昭和四十年年度の赤字企業及び新法第四十九條第一項の赤字の企業の財政の再建に関する改正規定は公布の日から、予算に関する改正規定は昭和四十二年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。(適用区分)

改正後の地方公営企業法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中予算及び決算に関する部分(昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、昭和四十一年年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による)。

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令(昭和四十一年政令第二百三十九号。以下「一部改正令」という。)附則第五條において準用される一部改正令による改正後の地方公営企業法施行令第二十八條第三項の規定による報告の様式は、新規則別表第二十一号に定める様式に準ずるものとする。

附則 (昭和四一年二月二八日自治省令第三三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年二月一日自治省令第二号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の予算及び決算並びに昭和四十二年四月一日以降に行なわれる資産の再評価から適用する。

附則 (昭和四二年八月二日自治省令第二五号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年七月一日から適用する。

附則 (昭和四五年一〇月一五日自治省令第二三三号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分分予算及び決算から適用する。

附則 (昭和四九年六月八日自治省令第一九号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年度分分予算及び決算から適用する。

附則 (昭和五〇年三月三一日自治省令第五号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の地方公営企業法施行規則別表第八号の二給与費明細書様式に関する部分(昭和五十年年度予算から適用する。ただし、昭和五十年年度予算から適用する。)

し、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。

附則 (昭和五一年一月二六日自治省令第三三三号) この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年年度の予算及び決算から適用する。

附則 (昭和五八年一月一七日自治省令第一号) この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分分決算及び昭和五十八年度分分予算から適用する。

附則 (昭和五九年一月二八日自治省令第二八号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日以降において昭和五十九年度の予算に関して議会で提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができず、この省令による改正前の様式による場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則 (昭和六一年一月二八日自治省令第二号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日自治省令第一号) この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成元年七月二二日自治省令第三二二号) この省令は、公布の日から施行し、平成元年の事業年度から適用する。

附則 (平成二年二月二六日自治省令第三四号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日以降において平成二年度の予算に関して議会で提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができず、この省令による改正前の様式による場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則 (平成三年四月二日自治省令第一号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月二〇日自治省令第二一号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二〇日自治省令第五号)

この省令は、公布の日から施行し、平成九年の事業年度から適用する。

附 則 (平成一〇年一〇月五日自治省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十一年度の事業年度から適用する。

附 則 (平成一二年三月三〇日自治省令第一八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年二月二七日総務省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算から適用する。ただし、この省令による改正後の別表第五号は、平成十二年度の予算から適用する。

附 則 (平成一三年三月三〇日総務省令第五六号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行し、平成十四年度の事業年度から適用する。

附 則 (平成一四年二月二八日総務省令第一九号) 抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一月八日総務省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の第十条の三及び第十一條の二の規定は、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第三百四十四号)の施行の日(平成十六年十一月十日)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一三日総務省令第七六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の地方公営企業法施行規則第十条の第三項各号のいずれにも適合するものであると管理者が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方公営企業法施行規則第十条の第三項各号のいずれにも適合するものであると管理者が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

附 則 (平成一八年二月二八日総務省令第二四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会で提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができず、やむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則 (平成二〇年二月五日総務省令第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の日から施行する。  
附 則 (平成二〇年九月一九日総務省令第一〇三三号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度の決算から適用する。  
附 則 (平成二三年八月三〇日総務省令第一七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二四年一月二七日総務省令第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。  
第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成二十六年の事業年度から適用し、平成二十五年以前以前の事業年度については、第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行

規則第十一条の二に係る部分を除き、なお従前の例による。  
2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一号に規定する公営企業をいう。)が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成二十四年政令第二〇号。以下「一部改正政令」という。)附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令(附則第六条において「新令」という。)第十二条、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十六条の規定(以下「新令第十二条等の規定」という。)を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合には、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。  
(資産に係る控除対象外消費税額に関する経過措置) 第三条 前条の規定により新規則の規定が最初に適用される事業年度(以下「最初適用事業年度」という。)の前事業年度の末日において、現に第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第十条の二の規定により繰延勘定として整理されている控除対象外消費税額は、長期前払消費税勘定をもって、固定資産勘定に整理するものとする。この場合において、当該繰延勘定として整理されていた控除対象外消費税額であった長期前払消費税は、なお従前の例により償却しなければならない。  
(引当金に関する経過措置) 第四条 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている引当金(次条第二項に規定する引当金を除き、総務大臣が定めるものに限る。)については、新規則第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる。  
(退職給付引当金に関する経過措置) 第五条 最初適用事業年度の初日において新規則第二十二条の規定により計上されるべき退職給付引当金については、同条の規定にかかわらず、最初適用事業年度以降十五年の事業年度を限度として、同日における全企業職員の平均残余勤務期間(各企業職員の同日から定年退職日(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第二十八條の六第一項に規定する定年退職日をいう。)までの期間を平均した期間をいう。)内の一定事業年度数で均等に分割して計上することができる。

2 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている退職給付引当金に相当する引当金は、最初適用事業年度の初日において、新規則第二十二条の規定により計上する退職給付引当金となるものとする。

第六条 一部改正政令附則第四条の総務省令で定めるところにより算定した額は、新令第二十六条第一項の補助金等(以下この条において「補助金等」という。)の交付を受けた償却資産の最初適用事業年度の前事業年度の末日における帳簿価額(第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第八条第四項又は第九条第三項の規定(以下「旧みなし償却規定」という。)を適用して減価償却を行っていた場合には、帳簿原価から同日以前に旧みなし償却規定を適用しなかったとしたらば行っていた減価償却累計額を控除して得た額)に相当する額に当該償却資産の取得に要した金額に相当する額及び改良費の額に相当する額の合算額に対するこれらの費用に充てられた補助金等の金額の割合を乗じて得た額とする。

2 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用して減価償却を行っていた償却資産については、同日以前に旧みなし償却規定を適用しなかったとしたらば行っていた減価償却累計額を控除して得た額(次項において「取崩し額」という。)を最初適用事業年度の初日において帳簿価額から減額し、同額を資本剰余金から減額するものとする。

3 前項の規定により資本剰余金から減額する場合において、取崩し額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、利益剰余金の額から減額するものとする。

4 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用しないで減価償却を行っていた償却資産については、減価償却累計額から同日以前に旧みなし償却規定を適用したならば行っていた減価償却累計額を控除して得た額(次項において「振替え額」という。)を資

本欄に記載の事項は、地方公営企業法施行令(昭和二十三年法律第九号)第五条第一号に規定する公営企業をいう。)

本剰余金から利益剰余金に振り替えるものとする。  
 5 前項の規定により資本剰余金から利益剰余金に振り替える場合において、振替え額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、振り替えないものとする。

6 最初適用事業年度の前事業年度の末日において、資本剰余金に整理されている補助金等の額のうち、企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から行った繰入金等の額に相当する額は、前五項の補助金等の例により整理するものとする。ただし、最初適用事業年度以降の各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該減価償却額に応じて償却される当該繰入金に相当する長期前受金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。  
 7 最初適用事業年度の前事業年度の末日において、資本剰余金として整理されている補助金等の額に相当する額について、前六項の規定により難しい特別事情がある場合は、前六項の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより整理するものとする。

8 前項の規定により整理した補助金等により取得し又は改良した償却資産の減価償却の方法については、総務大臣の定めるところにより行うものとする。  
 （リース会計に関する経過措置）  
 第七条 新規則第五号第二項第一号、同項第二号、第七号第二項第六号、同条第三項第十二号、第十七号、第三十五号第六号及び第四十二号の規定にかかわらず、最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づきリース期間が開始される契約に係るファイナンス・リース取引（新規則第一条第二号に規定するものであって、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものに限る。）については、総務大臣の定めるところにより会計処理を行うことができる。

附則（平成二四年一月二五日総務省令第一〇七号）抄  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
 （施行期日）  
 第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。  
 2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号。以下この項において「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令第十二号、第十四号、第十五号、第十七号の二第一項第二号、第二十三号、第二十五号及び第二十六号の規定（以下この項において「新令第十二号等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合においては、その新令第十二号等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。

附則（平成二七年一月二六日総務省令第一〇三号）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成三一年三月二九日総務省令第三二号）  
 （施行期日）  
 1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行し、平成三十二年の事業年度から適用する。  
 （経過措置）  
 2 この省令の施行の日以後に平成三十二年の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができず、やむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則（令和二年四月二八日総務省令第四六号）  
 （施行期日）  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和三年度の事業年度から適用し、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和二年度中に公共施設等運営権を設定する場合には、令和二年度の事業年度から、新規則の規定を適用する。  
 附則（令和四年三月二九日総務省令第二二号）  
 この省令は、公布の日から施行し、令和三年度の決算から適用する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。  
 附則（令和五年三月二七日総務省令第二二号）  
 この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
 附則（令和六年一月一九日総務省令第二二号）抄  
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
 別表第一号（第三条関係）  
 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
 （施行期日）  
 勘定科目表  
 1 水道事業又は工業用水道事業  
 収入  
 勘定科目表  
 勘定科目表  
 勘定科目表

款	項	目	節
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
業収	業収	業収	業収
益又	益又	益又	益又
は工	は工	は工	は工
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入	水道事業収入
事業収入	事業収入	事業収入	事業収入
収入	収入	収入	収入
業収	業収	業収	業収
益	益	益	益
業用	業用	業用	業用
水道事業			





軌道事業(鉄道事業) 費用 営業費用 線路 保存費 (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費	款	2 軌道事業及び鉄道事業 (注) 浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費及び総係費の節は、上記のほか、原水費の節によること。	特別損失 固定資産 売却 減損 損失 災害による 損失 過年度 損益 修正 損 その他 特別 損失	その他雑支出
	項			
	目			
節				

電 路 保存費 (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 通信施設修繕費 電気保安設備修繕費 電力線設備修繕費 変電所設備修繕費 その他修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	(経費) 軌道修繕費 諸構築物及び諸設備修繕費 建物修繕費 その他修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 固定資産除却費 除雪費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料 その他引当金繰入額 雑費
---	---

車 両 保存費 (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 車両修繕費 その他修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 固定資産除却費 油脂系屑費 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 車両清掃費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費	固定資産除却費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料 その他引当金繰入額 雑費
--	--

運 管 費 (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 乗車券・帳表類	運 転 費 (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 その他引当金繰入額 雑費
--	--

旅客誘致費

備用品費	被服費	光熱水費	駅共同使用料	車両使用料	乗車券販売手数料	旅費	通信運搬費	印刷製本費	事故費	負担金	会議費	報償費	委託料	手数料	賃借料	その他引当金繰入額	雑費					
(人件費)	給料	手当	賞与引当金繰入額	退職給付費	法定福利費	厚生福利費	(経費)	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	備用品費	被服費	光熱水費	旅費	通信運搬費	印刷製本費	負担金	会議費	報償費	委託料	広告宣伝費	手数料

厚生福利施設費

賃借料	損害保険料	その他引当金繰入額	雑費	(人件費)	給料	手当	賞与引当金繰入額	退職給付費	法定福利費	厚生福利費	(経費)	固定資産除却費	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	医薬品費	備用品費	被服費	光熱水費	旅費	通信運搬費	印刷製本費	負担金	会議費	報償費	委託料	手数料	賃借料	諸謝金	損害保険料	その他引当金繰入額	雑費
-----	-------	-----------	----	-------	----	----	----------	-------	-------	-------	------	---------	-----	----------	------------	------	------	-----	------	----	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----------	----

一般管理費

(人件費)	報酬	給料	手当	賞与引当金繰入額	退職給付費	法定福利費	厚生福利費	(経費)	備用品費	被服費	光熱水費	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	旅費	通信運搬費	印刷製本費	負担金	会議費	報償費	委託料	手数料	賃借料	諸謝金	交際費	広告宣伝費	損害保険料	寄附金	貸倒引当金繰入額	その他引当金繰入額	雑費
減価償却費	減価償却費	有形固定資産減価償却費	無形固定資産減価償却費	資産減耗費																											

営業外費用

たな卸資産減耗費	支払利息及び企業債利息	支取債取諸費	繰延資産償却雑支出	固定資産売却損	減損損失	災害による損失	特別損失	企業債利息	他会計借入金利息	一時借入金利息	企業債手数料及び取扱費	不用品売却原価	有価証券売却原価	雑費
----------	-------------	--------	-----------	---------	------	---------	------	-------	----------	---------	-------------	---------	----------	----



厚生福利費	潤滑油脂費	消耗品費	建物修繕費	構築物修繕費	機械装置修繕費	雑修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	補償費	賃借料	託送料	損害保険料	交付金	通信運搬費	旅費	寄附金	会議費	分担金	雑費	減価償却費	固定資産除却費	共有設備費分担額	その他引当金繰入額	架空電線路修繕費	空中電線路修繕費	保安開閉装置修繕費	保安通信装置修繕費	報酬	報立電話線路修繕費	添架電話線路修繕費	空中線施設修繕費
-------	-------	------	-------	--------	---------	------	----------	------------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	----	-----	-----	-----	----	-------	---------	----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----	-----------	-----------	----------

一般管  
理費

送電費

附帯事業費用  
業務費用  
財務費用  
事業費用  
外費用

通信機械装置修繕費	委託運搬費	養成費	研究費	建設分担関連費	振替額	附帯事業費用分	担関連費振替額	貸倒引当金繰入額	資産減耗費	たな卸資産減耗費	支払利息	企業債利息	一時借入金利息	雑利息	建設中利子振替額	建設準備勘定償却費	固定資産売却原価	事業外固定資産管理費	財産偶発損	物品売却原価	その他雑損失
-----------	-------	-----	-----	---------	-----	---------	---------	----------	-------	----------	------	-------	---------	-----	----------	-----------	----------	------------	-------	--------	--------

特別損失	固定資産売却	減損損	災害による損失	過年度損	修正損	その他特別損失	（注）送電費及び一般管理費の節は、上記のほか、水力発電費の節（潤滑油脂費、構築物修繕費、交付金及び共有設備費分担額を除く。）によること。	5 ガス事業	ガスの事業	製造費	原料費	購入ガス費	副産物原料費	しゃかん燃料費	補助材料費	給料	手当	賞与引当金繰入額	旅費	法定福利費	厚生福利費	退職給付費	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	電力水道料	使用ガス費
------	--------	-----	---------	------	-----	---------	--	--------	-------	-----	-----	-------	--------	---------	-------	----	----	----------	----	-------	-------	-------	-----	----------	------------	-------	-------

消耗工具器具備品費	消耗品費	通信費	運搬費	保険料	たな卸減耗費	固定資産除却費	諸欠損	雑費	減価償却費	その他引当金繰入額	採取費	売上原価	ガス売上原価	供給販売及び一般管理費	給料	手当	賞与引当金繰入額	旅費	法定福利費	厚生福利費	退職給付費	修繕費	修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額	電力水道料	使用ガス費	消耗品費	通信費	運搬費	賃借料	託送料	試験研究費	たな卸減耗費	固定資産除却費	諸欠損	雑費	事業者間精算費	減価償却費
-----------	------	-----	-----	-----	--------	---------	-----	----	-------	-----------	-----	------	--------	-------------	----	----	----------	----	-------	-------	-------	-----	----------	------------	-------	-------	------	-----	-----	-----	-----	-------	--------	---------	-----	----	---------	-------

病院事業	款	6 病院事業	(注) 採取費の目は、製造費の目に準じて設けること。 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 受注工事原価 器具販売原価 一時借入金利息 企業債利息 雑支出 特別損失 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失
	項	医療費 特別損失 営業外費用 その他費用	
	目	給与費 (給料) 医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 (手当) 医師手当 看護師手当 医療技術員手当 事務員手当 労務員手当 賞与引当金繰入額 (報酬)	

法定福利費 退職給付費 その他引当金繰入額 材料費 薬品費 診療材料費 給食材料費 医療消耗備品費 厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 諸会費 貸倒引当金繰入額 雑費 減価償却費 建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両減価償却費 放射性同位元素減価償却費 その他有形固定資産減価償却費	経費 材料費
--	-----------

無形固定資産減価償却費 たな卸資産減耗費 固定資産除却費 研究材料費 謝金 図書費 旅費 研究雑費 支払利息及び借入金利息 借入金利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費 患者外給食材料費 雑損失 不用品売却原価 その他雑損失 特別損失 災害による損失	資産減耗費 研究費 医療費 特別損失
--	-----------------------------

土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 機械及び装置 電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置	有形固定資産 1 水道事業又は工業用水道事業	資産 固定資産 水道事業又は工業用水道事業	過年度損益 修正 損 その他 特別損失
	土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 機械及び装置 電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置	目	事務所用地 施設用地 その他土地 事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物 原水及び浄水設備 配水設備 その他構築物



























2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	種	額	増減事由別内訳(千円)	取	明	備	考
給	料		(千円)	給与改定に伴う増減分				
				昇給に伴う増加分				
				その他の増加分				
				制度改正に伴う増減分				
手	当			制度改正に伴う増減分				
				その他の増減分				

(注) 1 一般職の職員の給与について記載すること。  
 2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

3 給料及び手当の現況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	平均給料月額(円)	職	種	職	種
年	月	日現在	平均給料月額(円)			
			平均年給(円)			
			平均給料月額(円)			
年	月	日現在	平均給料月額(円)			
			平均年給(円)			
			平均給料月額(円)			

(2) 初任給

区	分	何々職(円)	何々職(円)	一般会計の制度	
高	校			何々職(円)	何々職(円)
大	学				
空					

(3) 職別職員数

区	分	何々職			何々職			
		職	職員数(人)	構成比(%)	職	職員数(人)	構成比(%)	
年	月	日現在	何々職	( )	( )	何々職	( )	( )
			何々職	( )	( )	何々職	( )	( )
			計	( )	( )	計	( )	( )
年	月	日現在	何々職	( )	( )	何々職	( )	( )
			何々職	( )	( )	何々職	( )	( )
			計	( )	( )	計	( )	( )

(個別の基準となる職種)

区	分	何々職	何々職
何	々	職	職

(4) 昇給

区	分	合計	何々職	何々職
本	年	職員数(A)(人)		
		昇給に係る職員数(B)(人)		
		2号給(人)		
		4号給(人)		
		6号給(人)		
		8号給(人)		
		何号給(人)		
比	率(B)/(A)(%)			
前	年	職員数(A)(人)		
		昇給に係る職員数(B)(人)		
		2号給(人)		
		4号給(人)		
		6号給(人)		
		8号給(人)		
		何号給(人)		
比	率(B)/(A)(%)			

(5) 特殊勤務手当

区	分	全	職	種	職	種
給料総額に対する比率(%)						
支給対象職員比率(%)						
( )年( )月( )日現在						
支給対象職員1人当たり平均支給月額(円)						
代表的な特殊勤務手当の名称						

(6) 賞与手当、勤続手当

区	分	支給期別支給率(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職種の等による加算措置	備	考
本	年	6月(月分)	( )	( )		
		12月(月分)	( )	( )		
前	年	度	( )	( )		
一般会計の制度( ) ( ) ( ) ( )						

(7) 定年退職金(元)積立退職金

区	分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備	考
支給率等								
一般会計の制度(支給率等)								



別記第七号（第四十七条関係）

別記第七号(第四十七号関係)  
繰上計算書様式

別記第七号(第四十七号関係)  
繰上計算書様式

何年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書

款	項	事業名	前年度		本年度		繰上計算書		繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額
			前年度	本年度	前年度	本年度	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額				
1	1											
計												

(注) 1. 繰上計算書は、前年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額に、本年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額を加算して算出するものとする。

別記第八号（第四十七条関係）

別記第八号(第四十七号関係)  
繰上計算書様式

別記第八号(第四十七号関係)  
繰上計算書様式

何年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書

款	項	事業名	前年度		本年度		繰上計算書		繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額
			前年度	本年度	前年度	本年度	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額				
1	1											
計												

(注) 1. 繰上計算書は、前年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額に、本年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額を加算して算出するものとする。

別記第九号（第四十八条関係）

別記第九号(第四十八号関係)  
繰上計算書様式

別記第九号(第四十八号関係)  
繰上計算書様式

何年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書

区	分	事業名	前年度		本年度		繰上計算書		繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額
			前年度	本年度	前年度	本年度	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額				
1	1											
計												

(注) 1. 繰上計算書は、前年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額に、本年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額を加算して算出するものとする。

別記第九号(第四十八号関係)  
繰上計算書様式

別記第九号(第四十八号関係)  
繰上計算書様式

何年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書

区	分	事業名	前年度		本年度		繰上計算書		繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額
			前年度	本年度	前年度	本年度	繰上計算書の繰上計算額	繰上計算書の繰上計算額				
1	1											
計												

(注) 1. 繰上計算書は、前年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額に、本年度(地方公共団体等)の事業会計の繰上計算書の繰上計算額を加算して算出するものとする。







別記第十八号（第四十九条関係）

別記第十八号(第四十九条関係)  
企業群財務諸表式

種別	行	目	企業群		母体		対中	対外
			当	前	当	前		
計								

- 【注】 1. 連結企業群等が対象に充てるための企業群とその他の企業群は、種類が同一に分類されること。  
 2. 利益の欄には、特別による記載をすること。なお、利益表形式方式による借入利息引当の繰上は、注記に記載することとする。  
 3. 借入条件について著しい異動があった場合は、その内容を備考欄に記載すること。  
 4. 計の欄(対中)内には、繰上引当金繰上後の繰上引当金の合計額を記載すること。

別記第十九号（第五十条関係）

別記第十九号(第五十条関係)  
株式的株式

種別	行	目	当		前	
			当	前	当	前
計						

別記第二十号（第五十一条関係）

別記第二十号(第五十一条関係)  
地方公共団体法施行令等に基づく基金組合の構成

種別	行	目	当		前	
			当	前	当	前
計						

地方公共団体法施行令等に基づく基金組合の構成に基き、上記のとおり報告いたします。  
 報告責任者 〇